

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金交付要綱

(令和6年9月4日告示第132号)

(趣旨)

第1条 本市は、常用雇用労働者の本市への移住促進を図るため、定住する意思を有して借家等の家賃を支払うU・Iターン就業者に対し、予算の範囲内において小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常用雇用労働者 次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 正規雇用者（パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く。）であって、1週間の所定労働時間が30時間以上かつ雇用期間の定めがない労働契約を締結している者

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する被保険者

ウ 個人住民税を事業主が毎月の給与から控除し、本市へ納入する方法（以下「特別徴収」という。）により納付する者

エ 被用者保険の加入者

(2) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。

(3) 借家等 本市に所在する民間の借家、アパートその他の賃貸住宅（社宅、企業等の寮及び公的賃貸住宅を除く。）をいう。

(4) 家賃 賃貸借契約に定められた借家等の賃料（共益費、管理費を除く。）及び当該借家等に付属する駐車場使用料の月額をいう。ただし、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当を控除した額とする。

(5) 夫婦世帯 法律上婚姻関係にあり、夫婦が市内の同一の住所に住民登録されている世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 借家等を借り上げて家賃を支払う者
- (2) 本市に転入した日から1年を経過していない者であって、本市に定住する意思がある者
- (3) 本市に転入した日を起算日として、転入前1年の間に本市に住所を有していない者
- (4) 本市に転入した日の年齢が45歳未満の者
- (5) 常用雇用労働者
- (6) 市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、就業状況等により本市に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としない。

(補助金の額及び交付対象期間)

第4条 1月当たりの補助金の額は、家賃の2分の1以内の額とし、15,000円を上限とする。ただし、補助対象者の世帯が夫婦世帯の場合は、30,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付対象となる期間は、24月を限度とする。ただし、補助対象者の世帯が夫婦世帯の場合は、36月を限度とする。

4 前項に規定する交付対象期間は、補助金交付を受けた最初の月から起算するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、年度ごとに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 借家等の賃貸借契約書の写し
- (3) 常用雇用労働者であることを事業主が証明するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合は、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金内容変更承認申請書兼変更交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第8条 交付決定者は、申請年度の前年度の1月分から3月分及び申請年度の4月分から12月分までの家賃の支払いを証明する書類を添えて、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金請求書（様式第6号）を申請年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとし、交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が死亡したとき。

(2) 交付決定者から辞退の申し出があったとき。

(3) 申請年度の1月1日時点で市外へ転出していたとき。

- (4) 常用雇用労働者ではないことが判明したとき又は交付申請時に就職していた事業所等を申請年度中に退職したとき。
- (5) 市税を滞納しているとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (7) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (8) その他市長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

（補助金の重複交付の禁止）

第11条 補助金の交付を現に受けている者又は既に受けた者は、新たに補助金の交付を受けることができない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

誓約書

令和 年 月 日

小千谷市長 あて

(〒 ー)

(申請者) 住所
氏名
電話番号

私は、小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金の交付申請をするにあたり、小千谷市に5年以上、定住する意思があることを誓約します。また、就業状況等により小千谷市に定住できないこととなった場合や市税を滞納した場合には、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 補助金の交付決定を取り消されることを承諾します。
- 2 既に補助金の支払いを受けているときは、小千谷市から補助金の返還を求められた場合、これを返還します。
- 3 1又は2により損害が生じることがあっても、小千谷市へ賠償を求めることはしません。

様

小千谷市長

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金については、審査の結果、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- (1) 交付決定者が死亡したとき。
- (2) 交付決定者から辞退の申し出があったとき。
- (3) 申請年度の1月1日時点で市外へ転出していたとき。
- (4) 常用雇用労働者ではないことが判明したとき又は交付申請時に就職していた事業所等を申請年度中に退職したとき。
- (5) 市税を滞納しているとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (7) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (8) その他市長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金については、審査の結果、次の理由により補助金を交付しないことと決定したので通知します。

(理由)

様式第4号(第7条関係)

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金内容変更承認申請書
兼変更交付申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

(〒 ー)

(申請者)住所

氏名

電話番号

年 月 日付けで交付の決定を受けた小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金の申請内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由	
2 変更の内容	
3 既交付決定額	円
4 変更交付申請額	円
5 添付書類	

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付決定した小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金については、下記のとおり変更したので通知します。

記

1 変更交付決定額 _____ 円

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- (1) 交付決定者が死亡したとき。
- (2) 交付決定者から辞退の申し出があったとき。
- (3) 申請年度の1月1日時点で市外へ転出していたとき。
- (4) 常用雇用労働者ではないことが判明したとき又は交付申請時に就職していた事業所等を申請年度中に退職したとき。
- (5) 市税を滞納しているとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (7) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (8) その他市長が補助金の交付を不相当であると認めたとき。

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金請求書

年 月 日

小千谷市長 あて

(〒 ー)

(申請者) 住所

氏名

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金について、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

年	家賃等の月額	家賃等の月額から控除する額	対象経費の1/2(千円未満切捨)
1月分			
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
請求金額 (補助金決定額)			

- 添付書類 1 家賃等の支払いを証明する書類
- 2 住宅手当支給状況等証明書【別紙】

■振込先

金融機関	銀行・金庫 信用組合・農協	本店・支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座 (どちらかに○を付けてください。)	
口座番号		
口座名義	(カタカナ:)	

小千谷市長 あて

給与等の支払者

事業所名称

所在地

代表者職氏名

印

電話番号

住宅手当支給状況証明書

下記の者を 年 月 日から常用雇用労働者として雇用していることを証明します。また、住宅手当の支給状況等について下記のとおり証明します。

記

- 1 申請者 ※太枠内をあらかじめ申請者本人が記入してください。

住所	
氏名	

- 2 住宅手当の支給状況等

※ 年中（1月～12月）の状況について、雇用主において該当箇所□にチェック☑と金額記載をお願いします。

給与等の支払年月	住宅手当支給の有無と支給額
年 月 ～ 年 月	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(月額: 円)
年 月 ～ 年 月	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(月額: 円)

- 申請者は、勤務先である事業者が毎月の給与から個人住民税を控除し、本市へ納入する方法（特別徴収）により納付する者である。
- 申請者は、被用者保険（健康保険、船員保険、共済組合及び日本私立学校教職員共済）の加入者である。

※ 常用雇用労働者には、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等は含みません。

※ 住宅手当の支給額は、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担する手当等の月額を記載してください。

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金確定通知書

年 月 日付で請求のあった小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金については、審査の結果、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した小千谷市ずっと住まいる応援事業補助金については、審査の結果、次の理由により交付決定を取り消しましたので通知します。

(取消理由)